

事 務 連 絡

令和 2 年 7 月 17 日

賃貸住宅関係団体 御中

不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般、住居確保給付金について、「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 136 号）（同年 7 月 3 日公布・施行）（別添 1）により、支給額の算定方法が変更されました。

また、別添 2 のとおり、厚生労働省から「生活困窮者住居確保給付金の支給額に係る生活困窮者自立支援法施行規則等の改正について」（令和 2 年 7 月 3 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出され、令和 2 年 4 月、5 月、6 月の月分の住居確保給付金について追加給付がある場合は、受給者に直接支給されることとなりました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対して、この旨周知いただくようお願い申し上げます。

なお、各都道府県住宅担当部局に対しては、別添 3 のとおり、周知していることを申し添えます。

○厚生労働省令第三百三十六号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第六条第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(生活困窮者住居確保給付金の額等) 第十一条 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額)とする。 一 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額(次号において「世帯収入額」という。)が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額 二 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額 2 前項第二号の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。	(生活困窮者住居確保給付金の額等) 第十一条 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)とする。ただし、申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額(以下この条において「世帯収入額」という。)が基準額を超える場合には、基準額と当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額(住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額)とする。 (新設) (新設) 2 前項ただし書の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の生活困窮者自立支援法施行規則の規定は、令和二年七月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の生活困窮者自立支援法施行規則の規定は、令和二年六月の月分の生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者の当該月分が含まれる支給期間中（三月を上限とする。）の生活困窮者住居確保給付金についても適用する。

令和 2 年 7 月 3 日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者住居確保給付金の支給額に係る
生活困窮者自立支援法施行規則等の改正について

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 86 号）が本日公布・施行され、これに伴い、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給額の算定方法について、下記の通り変更することとなりましたので、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

一 改正内容

（１）生活困窮者自立支援法施行規則

（改正後）	（改正前）
（生活困窮者住居確保給付金の額等） 第十一条 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、 <u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。</u>	（生活困窮者住居確保給付金の額等） 第十一条 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、 <u>生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）とする。ただし、申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と</u>

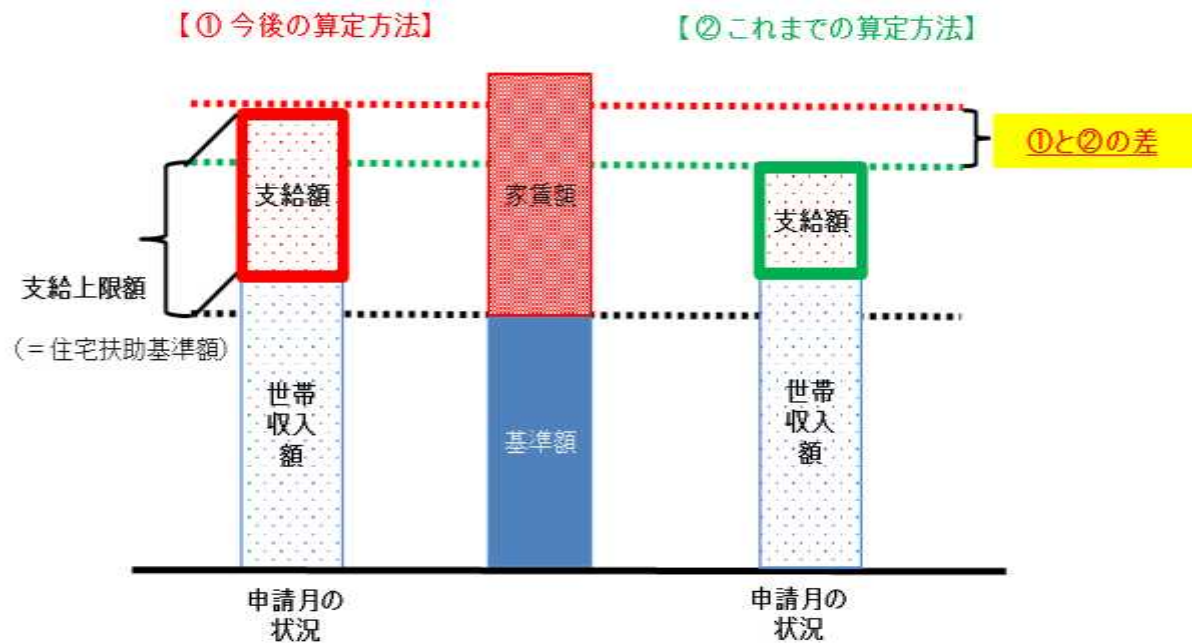
一 <u>申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（次号において「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額</u> 二 <u>申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額</u> 2 前項第二号の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。	<u>同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下この条において「世帯収入額」という。）が基準額を超える場合には、基準額と当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）とする。</u> （新設） （新設） 2 前項ただし書の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。
--	---

（２）自治体事務マニュアル

(改正後：第7版)	(改正前：第6版)
(1) 支給額 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額、次の①②の場合に応じ、それぞれ定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。 ①申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たり の家賃の額（※） ②申請日の属する月における世帯収入額が	(1) 支給額 月ごとに家賃額を支給する。 ただし、申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額を超える場合については、次に掲げる計算式により算出される金額を支給額とする。 支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入額 - 基準額) なお、住居喪失者については、入居する賃貸住宅は住宅扶助基準に基づく額以下の家賃

基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）を合算した額から世帯収入額を減じて得た額 （※）賃貸借契約に記載された実際の家賃の額	額に限ることとする。
---	------------

○改正後の住居確保給付金支給額のイメージ



また、この改正については、改正省令の公布の日から施行しますが、改正後の生活困窮者自立支援法施行規則の規定は、令和2年7月1日から適用することに加えて、令和2年6月の月分の住居確保給付金の支給を受けた方の当該月分が含まれる支給期間中（3か月を上限とする。）の住居確保給付金についても適用することとなります。

以下の表が具体例となります。

	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
4月分の住居確保給付金から受給している方	—	—	—	○	○	○
1月分の住居確保給付金から受給している方 (1回延長)	×	×	×	○	○	○

3月分の住居確保給付金から受給している方 (延長なし)	—	—	×	×	×	—
3月分の住居確保給付金から受給している方 (1回延長)	—	—	×	○	○	○

※「○」は改正後の規定が適用されるもの。

「×」は改正後の規定が適用されないもの。

「—」は住居確保給付金が支給されていないもの

二 改正に係る支給について

この改正に伴い、今後、住居確保給付金の支給決定（（再）延長決定を含む）を行う場合は、改正後の算定方法に基づき、基本的には代理納付を行っていただくことになりますが、令和2年4月、5月、6月の月分の住居確保給付金について追加給付する場合は、受給者本人に対して直接支給することとなります。

改正前と支給額が変わるのは、「月の世帯の収入額が基準額を超え、かつ、申請者が居住する住宅の実際の家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合」となりますので、対象者の抽出や差額の算定、追加給付の準備が整い次第、手続きを開始いただきますようお願いします。

追加給付を行う際に用いる、受給者へのお知らせ、住居確保給付金追加支給決定通知書、受給者の口座を確認するための書類のひな形を別添のとおり作成しているので、適宜活用してください。

三 受給者への通知、追加決定について

受給者への通知にあたっては、以下具体例でお示ししている通り、事務負担軽減の観点から、（再）延長決定通知の送付時など、自治体が受給者に連絡を行うタイミングにおいて追加支給決定通知書を送付し、追加給付分は複数月分をまとめて支給するなどといった方法が考えられます。

また、（再）延長決定通知との同時送付が困難な場合や、（再）延長を行わない場合、受給者への連絡は随時行うこととなりますが、その際、受給者へのお知らせと振込先口座の確認を事前に行ってから、別途追加決定を行うこととしても差し支えありません。

(例) 従前の支給額が42000円、改正後省令による支給額が51000円の場合 (差額 9000円/月)

○月分 → 住居確保給付金		4月	5月	6月	7月	8月	9月
			○支給決定			○延長決定	(単位: 円)
振込先	家主		42,000	42,000	42,000	51,000	51,000
	申請者					27,000	
自治体	決定		①42000円で 決定通知			②51000円で 延長決定通知	
	再決定等		本年6月の月分の住居確保給付金の支給を受けた方の当該月分が含まれる支給期間中			①について、51000 円で再決定通知 5～7月の不足分を一括して申請者へ給 付	

住居確保給付金支給決定通知書

令和2年5月11日付 申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

↓「6月」が含まれているかどうかは、ここで判断

2 支給期間 令和 2年5月 (令和2年6月家賃相当分) から、
令和 2年7月 (令和2年8月家賃相当分) まで。

(以下略)。

事務連絡

令和2年7月17日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課
住宅総合整備課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その6）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要であり、これまでも、関連した事務連絡を発出しているところですが、今般、厚生労働省が省令改正を行い、住居確保給付金の支給額の算定方法が変更されております。

つきましては、下記内容にご留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関係団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

記

1. 住居確保給付金の支給額の算定方法の変更について

住居確保給付金については、これまでも事務連絡を発出し、変更点等についてお知らせしているところです。

今般、厚生労働省が省令改正を行い、住居確保給付金の支給額の算定方法が変更されたところであり、別添のとおり「生活困窮者住居確保給付金の支給額に係る生活困窮者自立支援法施行規則等の改正について」（令和2年7月3日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されております。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いただくとともに、引き続き生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、省令改正後の住居確保給付金、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報や、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談の対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

以上

【送付先一覧】

(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公財) 日本賃貸住宅管理協会	(公社) 全日本不動産協会
(一社) 全国住宅産業協会	(一社) 不動産流通経営協会
(一社) 不動産協会	